

道路等のバリアフリー化計画

鉄道駅を結ぶ経路						
経路	路線名等	区間	整備内容	整備目標時期	道路特定事業	備考
A	西鉄二日市駅 西口駅前広場	①～②	駅前広場の再整備	中期（概ねH30年度）	○	
	筑紫野古賀線	②～③	歩道の設置	中期（概ねH30年度）	○	
	本町通り商店街	③～④	歩道の設置	短期（H24年度）	○	
	中央通り商店街	④～⑤	歩道を含めた道路の改良	中期（概ねH30年度）	○	
	栄町交差点～JR二日市駅前	⑤～⑥	歩道の設置	中期（概ねH30年度）	○	
	JR二日市駅 東口駅前広場	⑥～⑦	駅前広場の再整備	短期（H22年度）	○	
B	筑紫野筑穂線	⑧～⑨	歩道の設置	短期（H22年度）	○	
	二日市停車場線	⑨～⑥	歩道の改良	中期（概ねH30年度）	○	
	JR二日市駅 東口駅前広場	⑥～⑦	駅前広場の再整備	短期（H22年度）	○	A既出

鉄道駅を中心とし生活関連施設を結ぶ経路						
経路	路線名等		整備内容	整備目標時期	道路特定事業	備考
C	JR二日市駅 東口駅前広場	⑥～⑦	駅前広場の再整備	短期（H22年度）	○	A既出
	JR二日市駅～栄町交差点	⑤～⑥	歩道の設置	中期（概ねH30年度）	○	A既出
	福岡日田線	⑤～⑩	整備済み			
	筑紫野インター線	⑩～⑪	歩道の改良	中期（概ねH30年度）	○	
	筑紫野インター線	⑪～⑫	歩道の改良	長期（概ねH40年度）	○	
	次田大門線	⑫～⑬	歩道を含めた道路の設置	短期（H24年度）	○	
	JR二日市駅 西口駅前広場	⑬～⑭	駅前広場の整備	短期（H24年度）	○	
	JR二日市駅自由通路	⑦～⑭	歩道の設置(エレベータ含む)	短期（H24年度）	○	
D	JR二日市駅 東口駅前広場	⑥～⑦	駅前広場の再整備	短期（H22年度）	○	A既出
	JR二日市駅～山口踏切	⑥～⑮	歩道の改良	中期（概ねH30年度）	○	
	基山停車場平等寺筑紫野線	⑮～⑯	整備済み			
	基山停車場平等寺筑紫野線	⑯～⑰	歩道の設置	中期（概ねH30年度）	○	
	筑紫野警察署交差点～済生会二日市病院前交差点	⑰～⑱	整備済み			
	筑紫野インター線	⑱～⑲	整備済み			
	筑紫野インター線	⑫～⑲	歩道の設置	中期（概ねH30年度）	○	
	次田大門線	⑫～⑬	歩道を含めた道路の設置	短期（H24年度）	○	C既出
	JR二日市駅 西口駅前広場	⑬～⑭	駅前広場の整備	短期（H24年度）	○	C既出
	JR二日市駅自由通路	⑦～⑭	歩道の設置(エレベータ含む)	短期（H24年度）	○	C既出

生活関連施設間を結ぶ経路						
経路	路線名等		整備内容	整備目標時期	道路特定事業	備考
E	中央通り商店街	④～⑤	歩道を含めた道路の改良	中期（概ねH30年度）	○	A既出
	本町通り商店街	③～④	歩道の設置	短期（H24年度）	○	A既出
	筑紫野古賀線	③～⑳	歩道の設置	長期（概ねH40年度）	○	
	福岡日田線	⑩～⑳	整備済み			
	福岡日田線	⑤～⑩	整備済み			C既出
F	福岡日田線	⑤～⑨ ～㉑	歩道の改良	短期（H23年度）	○	

■基本構想の継続的な取り組みの推進

筑紫野市は、筑紫野市交通等バリアフリー基本構想における重点整備地区の特定事業の進捗状況をはじめ、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報や、社会情勢の変化などの総合的な把握に努めることとします。また、必要に応じて、事業者間での調整会議や市民をはじめ利用者の意向が十分に反映された事業となっているか検証を行うこととします。これらを踏まえ、本基本構想のスパイラルアップに努め、本市のバリアフリー化に向けたまちづくりの取り組みを進めてまいります。

＜発行＞ 平成20年3月 筑紫野市 総務部 総務課
福岡県筑紫野市二日市西一丁目1番1号 電話：(092) 923-1111（代表）

■はじめに

筑紫野市では、「みんなでつくる 自然と街との共生都市 ちくしの」をめざし、駅や官公庁などの施設への道路、そして建築物内での移動について、バリアフリー化を推進するために「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」にもとづく「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」を作成しました。

同基本構想では短期・長期的な事業を含めて高齢者や障害者などが日常生活において利用する施設及びそれへの道路などのバリアフリー化を一体的・総合的に推進していくための基本的事項を定めています。

■「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）とは

我が国は本格的な高齢化社会の到来をひかえ、高齢者や障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが強く求められています。この背景のもとに平成12年に制定された、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）の2つの法律によりバリアフリー化が推進されてきましたが、平成17年に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」に方向付けされているような、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するため、これらの法律を統合・拡充した「バリアフリー新法」が平成18年12月に施行されました

■基本構想の作成方法

基本構想の作成にあたっては、学識経験者、高齢者や障害者の代表、公共交通事業者及び関係行政機関などからなる「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会」を設置し検討を行いました。またワークショップ等における多数の方のご意見を参考にしながら基本構想の作成を行いました。

■交通等バリアフリー化推進の基本理念

- ア. 高齢者や障害者などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ. 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ. 障害者をはじめとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

■交通等バリアフリー化推進の目標

- ア. 主要交通機関へのアクセシビリティを優先したバリアフリー化の推進
- イ. 移動制約者の特性を踏まえた施設間ネットワークによるバリアフリーの推進
- ウ. 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進
- エ. 「心のバリアフリー」の推進

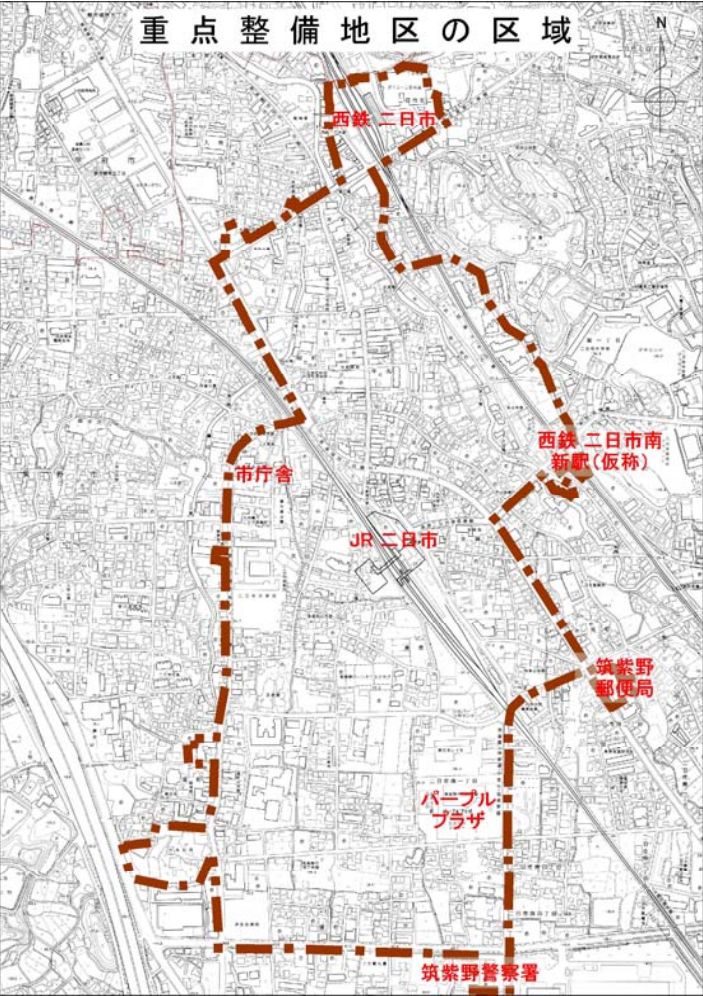
■基本構想作成の方針

- ア. 住民や来訪者など、だれもが利用しやすいJR二日市駅、西鉄二日市駅、西鉄二日市南新駅(仮称)のバリアフリー化の推進
- イ. 生活関連施設に位置づけられる主要な建築物などのバリアフリー化の推進
- ウ. 旅客施設や生活関連施設を一体的に結ぶバリアフリー化の推進
- エ. JR二日市駅と温泉施設の風情が感じられる観光施設への快適で歩いて楽しい歩行空間のバリアフリー化の推進
- オ. 関連する各種施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

重点整備地区の設定

バリアフリー化を速やかに、効果的に進めるため、重点整備地区を設定しました。

重点整備地区は、ＪＲ二日市駅ならびに西鉄二日市駅、さらに西鉄二日市南新駅（仮称）およびその他の生活関連施設を包括的に含む範囲としています。



事業計画の概要

本構想でしめす事業計画の取り扱いは、以下のとおりです。

① 特定事業となるバリアフリー化事業計画
公共交通事業者や道路管理者などが実施する、移動等円滑化のために必要な施設や設備などの整備に関する事業が、公共交通特定事業や道路特定事業などの特定事業となります。

また、目標年次については、以下のように区分します。

1) 短期：平成２０年度から平成２２年度の間に事業を完了させることを目標とするもの。および平成２４年度の間に事業を完了させることを目標とするもの。
2) 中期：事業開始時期は明らかでないが、概ね平成３０年度までに事業を完了させることを目標とするもの。
3) 長期：事業開始時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、概ね平成４０年度までに事業を完了させることを目標とするもの。



生活関連施設及び生活関連経路

（１）生活関連施設

バリアフリー新法では、高齢者や障害者などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設を「生活関連施設」と位置付けています。

そして、この「生活関連施設」内での移動等の円滑化のために実施すべき事業として「特定事業」を定めることとなっています。

（２）生活関連経路

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間を結ぶ経路を「生活関連経路」と位置付けています。

そして、この「生活関連経路」での移動等の円滑化のために実施すべき事業として「道路特定事業」や「交通安全特定事業」を定めることになっています。

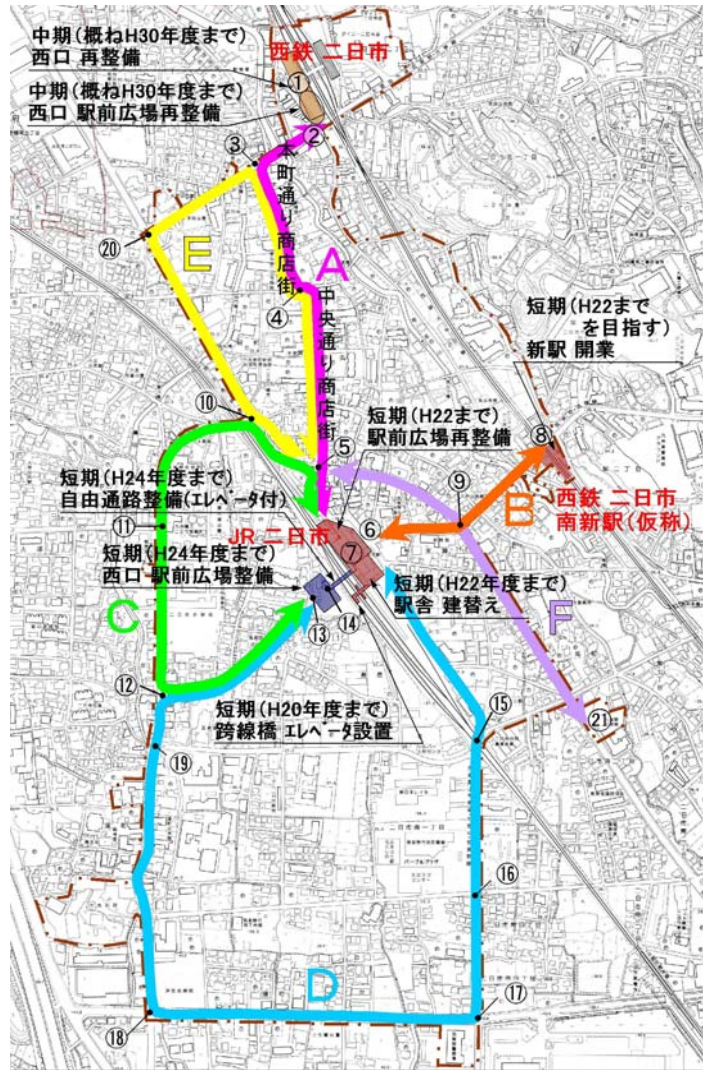
バリアフリー化のための実施すべき特定事業等の概要

公共交通機関のバリアフリー化計画				
旅客施設				
鉄軌道駅	場 所	整 備 内 容	整備目標時期	公共交通特定事業
JR九州 二日市駅	駅 舎	駅舎の建て替え	短期（Ｈ２２年度）	○
	東口 出入口～改札口	自由通路による整備※	短期（Ｈ２２年度）	
	改札口～ホーム	エレベータ設置予定	短期（Ｈ２０年度）	○
	西口 出入口～改札口	自由通路による整備※	短期（Ｈ２４年度）	
西鉄 二日市駅	東口 出入口～改札口	整備済み		
	改札口～ホーム	エレベータ設置済み		
	西口 出入口～改札口	バリアフリー化	中期（概ねＨ３０年度）	○
西鉄 二日市南 新駅(仮称)	東口 出入口～改札口	バリアフリー対応予定	短期（Ｈ２２年度を目指す）	○
	改札口～ホーム	スロープ設置予定	短期（Ｈ２２年度を目指す）	○
	西口 出入口～改札口	バリアフリー対応予定	短期（Ｈ２２年度を目指す）	○

※ ＪＲ九州二日市駅の東口・西口のバリアフリー化は、自由通路の整備により行い、道路特定事業として実施する。

車両				
車両	事 業 者	整 備 内 容	整備目標時期	公共交通特定事業
鉄軌道	ＪＲ 九州	ＪＲグループ全体でバリアフリー化５０％を目指す	短期（Ｈ２２年度）	○
	西 鉄	西鉄天神大牟田線でバリアフリー化 ５０％を目指す	短期（Ｈ２２年度）	○
乗合バス	西 鉄	全車両のバリアフリー適合車化を目指す	中期（概ねＨ３０年度）	○
	西鉄バス二日市	全車両のバリアフリー適合車化を目指す	中期（概ねＨ３０年度）	○

関連施設（駅前広場）				
鉄軌道駅名	場 所	整 備 内 容	整備目標時期	道路特定事業
JR九州 二日市駅	東口駅前広場	バリアフリー化	短期（Ｈ２２年度）	○
	西口駅前広場	バリアフリー対応予定	短期（Ｈ２４年度）	○
西鉄 二日市駅	西口駅前広場	バリアフリー化	中期（概ねＨ３０年度）	○



バリアフリー化事業推進に係る取り組み方針

（１）緊急性の高い事業の早期着手

本基本構想で定めた短期的事業については、緊急性の高い事業であることから、早期に取り組みます。

（２）中期的及び長期的事業への取り組み

本基本構想で定めた中期的及び長期的事業については、関係事業者における早期事業着手に向けた検証や、関係機関や団体との調整などに努め、一定の方向性や事業実施の環境が整った事業について、順次、実施を進めていきます。

建築物のバリアフリー化事業の進め方

重点整備地区内の建築物などについては、バリアフリー化事業推進にあたり建築主などへの周知に努め、高齢者や障害者などが利用しやすい施設を目指します。